

令和2年工事監査実施計画

令和元年12月5日 監査委員決定 令和2年3月26日 一部変更 令和2年4月9日 一部変更
--

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項、東京都監査委員監査基準並びに令和2年監査基本計画に基づき、令和2年工事監査を以下のとおり実施する。

1 監査の対象

令和元（平成31）年度において都が実施している工事等を対象とする。ただし、実施に当たっては、100万円以上の工事等を中心に行う。

また、長期間にわたる大規模工事等については、計画決定を踏まえて、事業計画どおりに適正に行われているかを確認する。特に高度かつ専門的工事について、設計、施工等が適切に行われているか、監査専門委員の助言により実施する。

2 重点監査事項「監理体制」

工事の計画、設計、施工、維持管理の各段階で、または、一連の過程において、包括的に確認、指導・監督を行う体制である「監理体制」を重点監査事項に設定し、各局の行う事業が適切に行われているかについて、各局を統一的、横断的に検証する。

3 監査期間

令和2年1月9日（木）から令和3年1月14日（木）まで（講評を含む。）

4 実施対象及び実査期間

監査を実施する局及び実査期間は以下のとおり。

(1) 前期局（1月から2月まで）

環境局、産業労働局、中央卸売市場、港湾局、東京消防庁、交通局、教育庁

(2) 中期局（5月から6月まで）

財務局、都市整備局、住宅政策本部、下水道局

(3) 後期局（9月から10月まで）

オリンピック・パラリンピック準備局、福祉保健局、病院経営本部、水道局、警視庁

5 計画の変更等

監査の実施過程において、環境等の変化又は本実施計画に影響を与えるような事象があった場合、必要に応じて、監査対象等の追加、変更等を行う。

6 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、令和3年2月に行う。

(技術監査課)

月	日	曜	土	木	建	築	設	備
4	1	水						
	2	木						
	3	金						
	4	土						
	5	日						
	6	月						
	7	火						
	8	水						
	9	木						
	10	金						
	11	土						
	12	日						
	13	月						
	14	火						
	15	水						
	16	木						
	17	金						
	18	土						
	19	日						
	20	月						
	21	火						
	22	水						
	23	木						
	24	金						
	25	土						
	26	日						
	27	月						
	28	火						
	29	水						
	30	木						
講 評								

令和2年4月

(技術監査課)

月	日	曜	土 木	建 築	設 備
5	1	金			
	2	土			
	3	日			
	4	月			
	5	火			
	6	水			
	7	木			
	8	金			
	9	土			
	10	日			
	11	月		下水道局	財務局
	12	火		下水道局	財務局
	13	水		下水道局	財務局
	14	木			
	15	金		下水道局	財務局
	16	土			
	17	日			
	18	月		下水道局	財務局
	19	火		財務局	財務局
	20	水		財務局	下水道局
	21	木		財務局	下水道局
	22	金		財務局	下水道局
	23	土			
	24	日			
	25	月		財務局	下水道局
	26	火	財務局	財務局	下水道局
	27	水	財務局	財務局	下水道局
	28	木	財務局	財務局	下水道局
	29	金	財務局	財務局	下水道局
	30	土			
	31	日			
講 評					

令和2年5月